

12～18日は民生委員・児童委員活動強化週間

●問い合わせ 地域福祉課 (☎ 656 - 6516)

●民生委員・児童委員は
あなたの1番身近な相談員

民生委員・児童委員は、地域の身近な相談役として地域に寄り添い、市民と福祉サービスとの橋渡し役として活動中です。民生委員は、厚生労働大臣から委嘱された非常勤の特別職の地方公務員であり、個別の相談などで知り得た情報の守秘義務があります。安心して相談してください。

こんなときは相談してください

- ・どのような福祉サービスがあるか知りたい、利用したい
- ・日常生活、災害時の避難などに不安がある
- ・地域に気になる(心配な)高齢者や障がい者などがある
- ・子育てサロンや高齢者サロンなど、集まりに参加してみたい
- ・出産や子育てに不安がある

～上記以外にも各種生活の困りごと、
悩みごとの相談に乗ります～

●民生委員に相談したいときは

居住する地区の民生委員・児童委員を知りたいときは、地域福祉課か市社会福祉協議会(☎ 684・1110)へ連絡してください。

●市避難行動要支援者台帳登録制度、個別避難計画作成

市では、災害が起きたときに自分や家族の力だけでは避難できない人(高齢者や障がい者など)で何らかの支援を希望する皆さんについて、居住する地域自治会や民生委員、消防署や警察署などと情報共有し、地域の中での支援体制を整えるための制度を実施しています。

支援を希望する人は、あらかじめ「要支援者」として登録します。

登録を希望する場合は、地域福祉課へ申し込むか近くの民生委員に相談してください。

詳細は市HP

から



軽自動車税納税通知書を5月10日(金)に発送

●問い合わせ 税務課 (☎ 656 - 6570)

対象者は、令和6年4月1日現在、軽自動車を所有している皆さんです。月割りによる税額の増減はありません。

登録や廃車などの届け出先

原動機付自転車(125cc以下)や小型特殊自動車	市税務課 ☎ 656 - 6570
軽三輪、軽四輪自動車	県軽自動車検査協会 ☎ 050 - 3816 - 1833
軽二輪(125cc超250cc以下)と小型二輪自動車(250cc超)	東北運輸局岩手運輸支局 ☎ 050 - 5540 - 2010

※車両により異なるので注意してください。

●軽自動車税の減免

身体障害者手帳や精神障害者保健福祉手帳などを交付されている人(以下「障がい者」)の世帯や、その構造がもつぱら身体障がい者などの利用に供するためのものである軽自動車の場合、軽自動車税(種別割)の減免を受けられる場合があります。

該当となる車両	該当となる障がいの程度
障がい者本人が所有し自分で運転する軽自動車	身体障害者手帳1級と2級、3級～6級の一部、精神障害者保健福祉手帳1級、療育手帳A
精神障がい者や知的障がい者、18歳未満の身体障がい者と生計を一にする人が所有し、もつぱら障がい者の通学や通院、通所、生業のために使用し、生計を一にする人が運転する軽自動車	身体障害者手帳1級と2級、3級と4級の一部、精神障害者保健福祉手帳1級、療育手帳A

●申請期限は5月31日(金)減免の申請は毎年する必要があります。期限内に申請しないと減免を受けることができないので注意してください。